

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（仮称）の策定について

1 策定の経緯

伊勢湾の海洋ごみは、主に岐阜県、愛知県、三重県（以下「三県」という。）の流域圏から発生したものであることから、流域圏で連携して海洋ごみ対策に取り組むことが重要です。この考えのもと、三県は、これまで三県と名古屋市で構成する海岸漂着物対策検討会の活動など、連携を図りながら海洋ごみの発生抑制対策等について検討・実施してきました。

このような取組を更に強力に進めるため、三重県の呼びかけにより、海岸漂着物処理推進法（以下「法」という。）第14条の規定に基づき、三県の共同で「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（仮称）」（以下「広域計画」という。）を策定することとしました。

資料2-3の広域計画（案）は、2022年度に実施した委託調査の結果を踏まえ、流域圏の現状や、共通理念、取組の方向性を取りまとめたもので、本年度内の計画策定を予定しています。

2 計画の位置づけ

- ・ 法及び国の「広域的な地域計画の策定・改定にかかる指針（平成31年2月28日 環境省水・大気環境局海洋環境室）」に基づき策定します。
- ・ 三県がそれぞれ策定している各県の地域計画で、各県内の海洋ごみ等の回収・処理や発生抑制対策を推進することに加え、広域計画では、三県の連携協力による“流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策”を中心に推進することとして、流域圏の共通理念や取組の基本方針をまとめます。

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和5年8月	三県の海岸漂着物対策推進協議会（中間案） （三重：8月4日、岐阜：8月15日、愛知：8月21日）
11月頃	パブリックコメント（1ヶ月間）
12月頃	法第14条第4項に基づく海岸管理者及び市町村への 意見照会
令和6年1月頃	三県の海岸漂着物対策推進協議会（最終案）
3月頃	広域計画策定、公表

＜参考 1＞

平成二十一年法律第八十二号

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）【抜粋】

第三章 地域計画等

（地域計画）

第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

- 2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
 - 二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
 - 三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。
- 6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

（海岸漂着物対策推進協議会）

第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
 - 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
 - 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

<参考 2>

平成31年2月28日
環境省水・大気環境局海洋環境室

「流域圏を含んだ広域的な海洋ごみ発生抑制対策を盛り込んだ」

地域計画策定・改定の指針について

地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）における地域計画の策定・改定等に係る事業については、流域圏を含んだ広域的な海洋ごみ発生抑制対策を盛り込んだ地域計画（以下「広域的な地域計画」という。）の策定・改定に係る事業を行う場合には、定額補助の申請を可能とする。

この制度改正による補助金の事務手続を円滑に実施するため、実施要領第4に基づき、定額補助に関する具体的要件を内容とする「広域的な地域計画の策定・改定にかかる指針」を以下のとおり定める。

<広域的な地域計画の策定・改定にかかる指針>

定額補助は、内陸（海岸に接していない）県においては（1）～（3）、沿岸の（海岸に接している）都道府県においては（2）・（3）の項目を満たす地域計画の策定・改定に係る事業を行うことを要件とする。なお、（1）～（3）において、隣接する複数の都府県がある場合は、初年度はうち一県、次年度に別の一県のように複数年度をかけて連携することも可とする。（ただし定額補助は初年度のみ。）

また、交付決定後、要件を満たさない事業に変更する場合には、交付要綱第5条に基づく変更交付申請を行うものとする。

（1）内陸県が地域計画を策定する場合は、沿岸の都府県と連携して行うこと。

内陸県は地域計画策定・改定のための調査や検討にあたって、共同調査等により沿岸県等と連携すること。

（2）内陸部と沿岸部が連携した発生抑制対策を盛り込むこと。

都道府県内において、内陸部と沿岸部の市町村等が連携した発生抑制対策を盛り込むこと。また、隣接する都府県がある場合は、同じ流域圏にある隣接する都府県と連携した発生抑制対策を盛り込むこと。

（3）内陸部と沿岸部が連携して発生抑制対策を行う体制を盛り込むこと。

都道府県内の内陸部・沿岸部全ての市町村等において、連携した発生抑制対策を行えるような体制を盛り込むこと。また、隣接する都府県がある場合は、同じ流域圏にある隣接する都府県と連携した発生抑制対策を行えるような体制を盛り込むこと。